保　護　者　様

砺波市立　○○○　長

新型コロナウイルス感染症による出席停止に係る「治ゆ報告書」の提出について

　　新型コロナウイルス感染症による出席停止の解除は、保護者から提出いただく「治ゆ報告書」

により判断します。この「治ゆ報告書」は、保護者の方に記入していただくもので、医療機関に

記入してもらうものではありませんので、裏面をよく読んで記入のうえ、施設に提出いただきま

すようお願いいたします。

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の感染症につきましては、医師の診断に

より医療機関が記載する「登校・登園許可証明書」の提出をお願いいたします。（詳しくは、

「入所（園）のしおり」をご覧いただくか、直接園へお尋ねください。）

＜出席停止について＞

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により出席停止とな

ります。

出席停止期間の基準は、「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過

するまで」です。

【保護者記入欄】

（宛先）○○長　様

**新型コロナウイルス感染症　治ゆ報告書**

　　　　歳児　　　　　　組　　園児氏名

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した

後１日を経過したこと（無症状の場合は、検体を採取した日から５日を経過したこと）を下

記のとおり報告いたします。

記

１　発症日　　　　　　　：　　　月　　　日　（　　）

　　　（発症日は、発熱､のどの痛み､咳等の普段と異なる症状が出た日で､０日目となります。）

２　受診日・受診医療機関：　　　月　　　日　（　　）　　医療機関名

　　　（受診はせず、検査キット等で検査した場合は、検体採取日を記入してください。）

３　症状が軽快した日　　：　　　月　　　日　（　　）

（「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあるこ

とを指します。)

４　休んだ期間　　　　　：　　　月　　　日　（　　）～　　　月　　　日　（　　）

令和　　　年　　　月　　　日　　　　 　　保護者氏名

※　発症から１０日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用を

お願いします。

※　裏面（「新型コロナウイルス感染症　治ゆ報告書作成のために」）もご確認ください。

＜新型コロナウイルス感染症　治ゆ報告書作成のために＞

１　新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

　　新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により「出席停止」と

なります。出席停止の期間は、次の通りです。

　（※　最低でも５日間は、出席停止となります。）

＜新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準＞

発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

２　「発症した後５日」の数え方

発熱､のどの痛み､咳、頭痛等、普段と異なる症状が出た日が発症日で、０日目となります。

下記**「新型コロナウイルス感染症出席停止期間　早見表」**にてご確認ください。

３　「症状が軽快」の解釈について

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向に

ある状態を指します。

４　無症状の感染者に対する出席停止の期間

検査キット等で検査し、陽性が判明した場合、検体を採取した日（０日目）から５日を経過

するまで出席停止となります。

５　再登園に際してのお願い

新型コロナウイルス感染症は、発症から１０日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性が

あるといわれています。療養後再登園する際は、周りの方への配慮として、マスクの着用をお

願いいたします。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間　早見表

